

島根県育英会後援会 会 則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は、「島根県育英会後援会」という。

(本部)

第 2 条 この会の本部を財団法人島根県育英会(以下「育英会」という。)の事務局内に置く。

(支部)

第 3 条 この会の支部を東京及び大阪に置く

(目的)

第 4 条 この会は、会員相互の交流及び親睦を図るとともに育英会に対し多角的に協力援助を行うことを目的とする。

(事業)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交流会の開催
- (2) 会報の発行
- (3) 前 2 号のほか前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員及び会費

(会員の種別)

第 6 条 この会の会員(以下「会員」という。)は、次の 2 種とする。

- (1) 正 会 員 育英会の東京男子学生寮及び大阪男子・女子学生寮の出身者並びに育英会の奨学金の利用者でこの会の目的に賛同するもの
- (2) 賛助会員 前号の正会員以外の者でこの会の目的に賛同するもの

(会員の在会期間)

第 7 条 会員の在会期間は、第 2 6 条又は附則 2 に定める会計年度の初めから終わりまでとする。ただし、次条第 1 項ただし書に定める者の在会期間は、学生寮を退寮した月又は奨学金の償還を終了した月の翌月の 1 日から会計年度の終わりまでとする。

(会費の納入)

第8条 会員は、総会を開催した年の12月末日までに在会期間に相当する年数分の会費を納入しなければならない。ただし、第6条第1号に定める正会員のうち、育英会の大阪男子・女子学生寮の在寮生で退寮後会員となる者又は奨学金の利用者で償還の終了後会員となる者は、その退寮した月又はその終了した月の翌月の末日までに在会期間に相当する年数分の会費を納入しなければならない。

2 前項の場合において、在会期間のうち1年未満の端数があるときは、1年に切り上げるものとする。

(会費の額)

第9条 会費は、年額1,000円とする。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第10条 この会に、次の役員を置く。

(1)会	長	1人
(2)副	会 長	3人
(3)幹	事 長	1人
(4)幹	事	15人以内
(5)会	計責任者	1人
(6)監	事	2人

(役員を選任)

第11条 会長は、総会において選出する。

2 副会長、幹事長、幹事、会計責任者及び監事は、会員の中から会長が委嘱する。

(役員職務)

第12条 会長は、この会の業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 幹事長は、島根県育英会後援会の常務を掌理する。

4 幹事のうち幹事長が指定する者は、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときに、その職務を代行する。

5 会計責任者は、収支予算に基づいて会計を処理する。

6 監事は、会計年度終了後に会計の処理状況を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、第7条本文に定める会員の在会期間とする。ただ

し、再任を妨げない。

(顧問及び参与)

第14条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

2 前項の顧問及び参与は、会長が委嘱する。

第4章 会議

(会議の種別)

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、この会の意思決定機関であつて、会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 前3号のほかこの会の運営に関する重要な事項

(役員会)

第17条 役員会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 前2号のほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第18条 総会は、毎会計年度の終了後に開催する。

2 役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(会議の招集)

第19条 会議は、会長が招集する。

(会議の議長)

第20条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の議決)

第21条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 5 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 2 2 条 この会の財産は、会計年度内における次の収入をもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄 付 金 品
- (3) その他収入

(財産の管理)

第 2 3 条 この会の財産は、会計責任者が管理する。

(経費の支弁)

第 2 4 条 この会の経費は、財産をもって支弁する。

(暫定予算)

第 2 5 条 毎会計年度の開始から収支予算の成立までは、前会計年度の収支予算に準じてこれを執行する。

- 2 前項の規定により執行した収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第 2 6 条 この会の会計年度は、毎回 4 月 1 日に始まり、3 年後の 3 月 3 1 日に終る。

第 6 章 雑 則

(委任)

第 2 7 条 この会則の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この会則は、平成 1 0 年 8 月 9 日（設立総会）から施行する。
2. 設立総会があったときの会計年度は、第 2 6 条の規定にかかわらず、その設立総会があった日から平成 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この会則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 8 年 8 月 1 1 日から施行する。